

## 堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金交付要綱

令和4年8月9日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の進展が加速する中、デジタル人材の育成を通じて、求職者の就労及び市内企業のDXの推進を支援するため、堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(交付の対象者)

第2条 奨励金の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条に定める認定職業訓練を本市の区域内で行う者であること。
- (2) 経済産業省が定めるITSSレベル1以上に相当するIT関係の資格（NPO法人スキル標準ユーザー協会が作成する「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ（ISV Map）」に掲載されている資格に限る）の取得をめざす認定職業訓練（以下「デジタル人材育成認定職業訓練」という。）を行う者であること。
- (3) 要綱制定日以降に、本市の区域内において、デジタル人材育成認定職業訓練を行う者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行う事業主でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者と関係を有する事業主でないこと。
- (6) 市税その他の本市の徴収金に滞納がないこと
- (7) 労働基準法その他関係法令に違反したことにより、奨励金の交付を行うことが適当でないと市長が認めるものでないこと。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、予算の範囲内で、かつ、別表に定める額とする。ただし、交付申請が行えるのは年度内に1回限り、1訓練分とする。

(交付の申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、デジタル人材育成認定職業訓練を終了した日の翌日から起算して30日以内に、堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出

しなければならない。

- (1) 求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書の写し
- (2) 求職者支援法に基づく職業訓練の認定申請時に提出した訓練カリキュラムの写し
- (3) 管轄労働局に提出した受講者出欠報告書総括表の写し及び奨励金の対象となる受講者全員の就職支援計画書（第1面）の写し
- (4) 奨励金の対象となる受講者全員の個人情報に関する同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、当該申請等の内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、奨励金の交付の決定をするものとする。

（交付の決定の通知等）

第6条 市長は、奨励金の交付の決定をしたときは、速やかに、その旨を、堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、奨励金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、堺市デジタル人材育成基盤整備奨励金交付請求書（様式第3号）に同項の通知書の写しを添えて、市長に対し、30日以内に奨励金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に奨励金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第8条 市長は、奨励金の交付の決定又は奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に反している事実が認められたとき。
- (3) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、奨励金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

（報告）

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた者に対し、奨励金の受給に関して必要な報告を求めることができる。

（委任）

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月9日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年度の予算に係る奨励金(同年度の予算で翌年度に繰り越された予算に係るものを含む。)及び令和7年度の予算に係る奨励金(令和6年度中にデジタル人材育成認定職業訓練を開始したものに限り。)については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第3条関係)

| 交付区分                                | 交付額                      |
|-------------------------------------|--------------------------|
| デジタル人材育成認定職業訓練を修了した堺市内に住所を有する者一人あたり | 28日以上の単位期間につき<br>10,000円 |

備考

この表において「単位期間」とは、デジタル人材育成認定職業訓練が開始された日から暦日で1か月ごとに区切った期間の1つをいう。なお、期間の最終日は、求職者支援訓練が終了した日の属する月にあつては、当該訓練が終了した日とする。

また、「デジタル人材育成認定職業訓練を修了した」とは、第4条第3号「管轄労働局に提出した受講者出欠報告書総括表の写し」内の「⑤支給対象期間の出席率」が8割以上であることとする(ただし、中途退校者は除く)。